

各位

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

令和 3 年度第 3 回 指定前障害児通所支援事業所説明会の実施について

障害児通所支援事業所（児童発達支援又は放課後等デイサービスに限ります。以下「通所事業所」とします。）の開設等を検討している法人に向け、事業の理解を深めるため、指定前障害児通所支援事業所説明会（以下「指定前説明会」とします。）を実施します。

今回の指定前説明会は、横浜市において令和 4 年 2 月から令和 4 年 5 月までに、通所事業所の指定を受けようとする（法人変更を含む。）又は単位の追加をしようとする（以下「指定等を受けようとする」とします。）法人を対象とします。また、複数の指定等を受けようとする場合、その事業所又は単位ごとに、後述の手続きを必須とします。ただし、多機能型事業所として指定等を受けようとする場合、合算する定員の範囲内で、一事業所又は一単位として扱います。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点から、指定等を受けようとする法人の事業実施状況に応じて、必要となる手続き等が異なります。状況に応じたご準備をお願いします。

1 日時・会場

- ・令和 3 年 12 月 7 日（火）14 時 00 分～16 時 00 分終了予定（受付開始予定：13:30）
- ・横浜市港北公会堂 1 F（住所：横浜市港北区大豆戸町 26-1）講堂  
東急東横線「大倉山駅」から徒歩 7 分

2 指定等を受けようとする法人の状況と手順

(1) 横浜市内ですべて初めて、通所事業所を開設しようとする法人又は法人設立予定者の場合

ア 手順

指定前説明会（裏面 3）への参加が必須です。①申込みの上、②参加（原則 1 名・最大 2 名）してください。

イ 注意事項

- (ア) 事前説明会に参加する方は、指定等を受けようとする法人の代表者又は事業所に配置予定の法人職員（管理者、児童発達支援管理責任者等の常勤職員）のうち、原則 1 名（最大 2 名）としてください。
- (イ) 当日は、マスクを持参、ご着用ください。また、体調が優れない方の参加はご遠慮ください。
- (ウ) 不参加の場合、個別の配慮等はいたしかねます。そのため、当日の状況に応じた代理参加の方を想定しておく等、法人ごとに適切にご対応ください。
- (エ) 原則として、遅刻・早退は参加とは認められません。次回以降、改めて参加してください。

(2) 横浜市内ですでに、通所事業所を運営中の法人の場合

指定前説明会（裏面 3）に申込み手順で、事前調査票を提出のみしてください。

この場合、提出をもって指定前説明会に参加したものと取り扱います。そのため、事前調査票は、原則通り、指定等を受けようとする事業所又は単位ごとの提出が必要です。

裏面あり

### 3 事前説明会・申込み方法

下記から申し込んでください。

なお、期日を過ぎた場合、一切お受けすることができませんのでご注意ください。

#### 申込みフォーム

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/form.do?id=1635383900212>

<〆切：令和3年11月30日（火）17時15分>

#### 申込み書類

- ①（必須）【〇〇事業所】障害児通所支援事業所指定事前調査票（Excel 又は PDF）  
※【】内には事業所名（予定でも可）を記入してください。
- ②（任意）別紙：上記①の、設問5、26に別紙で回答する場合のみ（Word、Excel 又は PDF）  
※ 複数の事業所数で申し込む場合、②（任意）の別紙に限り、同一内容物であれば、提出は法人として一部で結構です。

### 4 当日持参資料

「障害福祉情報サービスかながわ」の「横浜市からのお知らせ」のページに、令和3年11月末頃、掲載予定です。一読の上、ご持参ください。

なお、当日は電子機器等を持ち込んで画面上でご覧になることでも構いませんが、電源等の提供はありません。また、当日の資料配付はありません。

### 5 その他注意事項

- (1) 会場の都合上、終了後は速やかに退席してください。当日の質問等はお受けできません。
- (2) 制度改正等によって指定基準の変更等が行われることがあるため、今回の説明会に参加しても、令和4年6月以降に指定等を受けようとする場合、原則として、再度直近の説明会への参加するものとしませんが、社会情勢に鑑み、変更の可能性があります。事前に、個別にご確認ください。
- (3) 保育所等訪問支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所及び障害児相談支援事業所の指定を受けようとする場合、この説明会は対象外です。別途、下記担当までお問い合わせください。

### 6 指定前説明会以降の流れについて

横浜市で指定等を受けようとする場合、今回の指定前説明会以降、以下のスケジュールになります。

今回の「① 指定前説明会」に管理者等が参加した後に、「② 指定前事前個別相談」、「③ 指定面接及び申請書類の提出」と、個別に相談・面接等の手続を進めることが必要です。

#### 【事業所指定までの標準的なスケジュール】

日程	手続	備考
令和3年12月7日（火）	① 指定前説明会に参加	※1 書類の不備、人員配置の不足等があった場合、左記スケジュール通りにはならず、一月単位での延期又は指定不可になります。
指定希望日の前々月16日～末日	② 指定前事前個別相談	
指定希望日の前月1日～15日	③ 指定面接及び申請書類の提出 (申請書類の〆切は15日。ただし、当該日が土日祝日の場合、直近の平日に前倒し)	※2 指定前説明会は、原則年3回（4月、7月、12月）を予定しています。変更する場合がありますため、直近の予定はその都度必ずご確認ください。
指定日（1日付）	④ 事業開始	
指定希望日の当月初旬頃	横浜市から指定書の送付	

横浜市役所は令和2年6月から移転

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

（最寄り駅：みなとみらい線馬車道駅）

担当：こども青少年局障害児福祉保健課

柄、青木、笠木 電話：045-671-4274

## 横浜市港北公会堂へのアクセス

住所：横浜市港北区大豆戸町 26-1  
東急東横線「大倉山駅」から徒歩7分

※駐車場はございませんので、なるべく公共交通機関をご利用ください。お車でお越しの際は、港北区役所の有料駐車場、近隣の有料駐車場をご利用ください。

